

# 商標の拒絶理由横断調査事業

## 令和4年度予算額 9.5億円（新規）

### 事業の内容

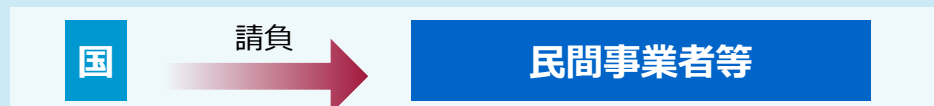
#### 事業目的・概要

- 商標登録出願が増加傾向にある中、限られた人員での効率的な審査を実施する施策の一つとして、拒絶理由の該当性（商標法3条、4条等）に関する横断的な調査を民間事業者により実施します。
- 民間事業者は、庁が選定し、発注する案件について、庁が利用を許可する商標検索システムやインターネットを用いて、各拒絶理由の調査を行い、その証左となる情報を収集及び選定し、その結果をまとめた「調査報告書」を納入します。
- 商標審査官が、本事業で作成した「調査報告書」を活用した審査を行うことで、審査官が自ら行う各調査に要する時間を削減し、1人の審査官でより多くの審査処理につなげます。

#### 成果目標

- 令和4年度末までに商標登録出願の一次審査通知までの平均期間を6.5か月に短縮
- 調査報告書を年間32,000件作成

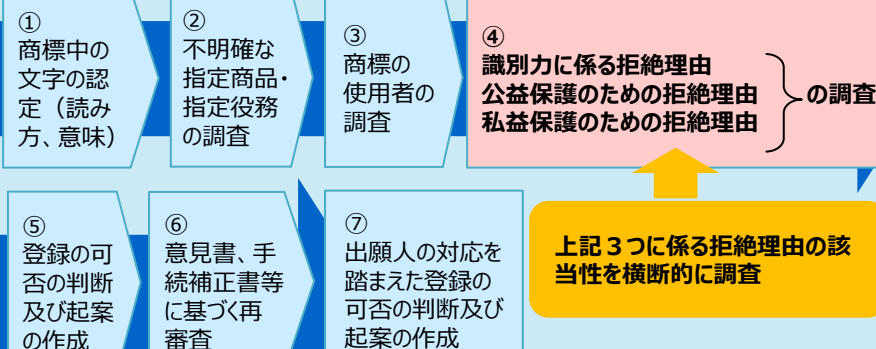
#### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



### 事業イメージ

#### 本事業での調査範囲

#### 審査フロー



#### 調査の流れ

- 1) 商標の構成中から、④に係る調査のための調査対象とする文字を特定
- 2) 調査対象文字についてインターネット情報・新聞記事情報を調査し、④の証左（直接証拠、間接証拠）を収集
- 3) ④の一環で、商標検索システムを用いて先願商標の有無を調査
- 4) 上記調査で収集した証左から有用なものを選定し、拒絶理由ごとの説明及び調査結果をまとめた調査報告書を作成
- 5) 瑕疵のある調査報告書には、フィードバックを行い、必要に応じ再調査

事業者

フィードバック

特許庁

調査報告書

審査処理促進